# 第1章 八王子のより良い環境づくりのために

環境の世紀と呼ばれる21世紀の初頭2001年(平成13年)を「環境元年」と位置づけ、環境 保全に取り組む基本となる考え方を「環境基本条例」として制定しました。

平成16年3月には、市民・事業者と市の協働により「八王子市環境基本計画」を策定し、計画策 定から10年になる平成26年3月に、新たに「第2次八王子市環境基本計画」を策定しました。対 象期間は、平成26年度を初年度とした10年間です。

#### 1 環境基本条例の特徴

環境基本条例とは、良好な環境を確保し、次世代に引き継いでいくための基本となる考え方や市 民・事業者と市の役割、それぞれの取組の基本的な事項を定めるための条例です。

### (1) 市の役割

- ア 市の全ての事業を環境の保全等の視点から捉え直す
- イ 市民・事業者と協働して総合的な計画を考え、実施する
- ウ 市民・事業者自らが取り組む身近な環境の保全等の活動に対し、支援する

# (2) 市民・事業者の皆さんにしていただきたいこと

- ア 日常生活や事業活動そのものが環境に影響を与えていることを理解する
- イ 良好な環境とは何かを考える
- ウ 身近な環境について調べてみる
- エ 良好な環境の確保に向けてできることから行動してみる

現代の環境問題を解決するためには、市民・事業者と市が協働により環境を保全し、回復し創 造するために取り組まなければならず、そのためのしくみを明らかにすることが重要です。

# (3)環境推進会議

市の取組と市民・事業者の皆さんの活動とを結びつけるために設置されています。 環境市民会議や環境保全活動団体などから寄せられた提言や要望、環境市民会議では解決が難 しい問題について話し合い、市の取組や環境市民会議の活動などに反映していきます。

#### (4)環境保全推進地区

市民・事業者の皆さんが、生活し、 事業活動を行う身近な地域の環境の ために、自ら活動しやすいように、 市内を6つの地区に分け、環境保全 推進地区を設定しました。



# 2 第2次環境基本計画の特徴

環境基本計画とは、総合的かつ計画的に市の環境施策と市民・事業者の自発的な環境保全活動を 推進することにより、本市の望ましい環境像の実現をめざすための計画です。

前計画の成果や課題を整理したところ、「みどり」、「循環」及び「八王子の自然を愛する心」の3つのキーワードが浮かび上がってきました。このキーワードを基に基本施策を策定したことが大きな特徴です。

なお、基本理念及び望ましい環境像は前計画を継承しています。

# (1)基本理念

基本理念

一人ひとりが環境について考え、その保全、回復及び創造に積極的に 取り組み、環境負荷の少ない、人と自然とが共生できる社会をつくる

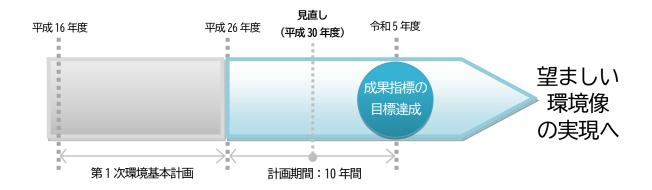
# (2) 望ましい環境像

望ましい環境像

未来へつづく、水とみどりにあふれた健康で心やすらぐまち

# (3) 計画の期間・目標年度

望ましい環境像の実現に向けたこの計画の対象期間は、平成26年度を初年度とした10年間で、計画目標年度は令和5年度です。

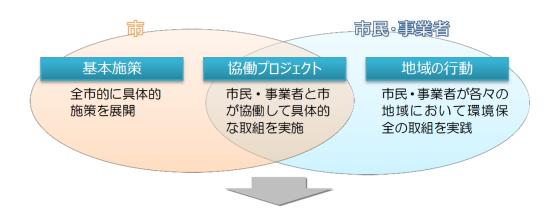


計画の期間・目標年度

## (4)計画の構成

市が中心となって推進する「基本施策」と市民・事業者が市と協働して取り組む「協働プロジェクト」、そして、市民・事業者が中心となって地域での環境保全に取り組む「地域の行動」で構成されています。

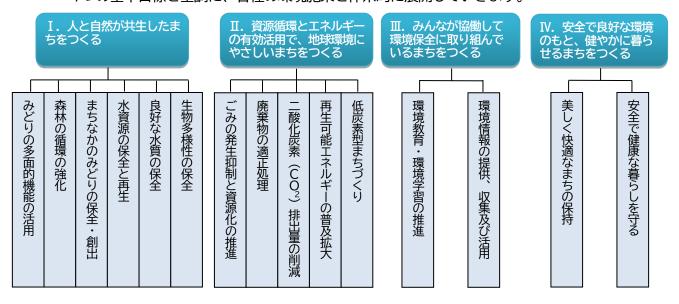
地域の特性を活かした身近な環境保全活動を実践する市民・事業者と、全市的な視点から施策 を展開する市が、協働しながら環境保全に取り組んでいきます。



望ましい環境像「未来へつづく、水とみどりにあふれた 健康で心やすらぐまち」の実現へ

#### ア 目標達成のための基本施策

4つの基本目標を基調に、各種の環境施策を体系的に展開していきます。



## イ 協働プロジェクト

市民・事業者が、市と協働して取り組む協働プロジェクトは、望ましい環境像を実現するため、環境問題の解決に対して大きな効果が得られ、取り組みやすい活動です。

	プロジェクト名	成果		プロジェクト名	成果
I	里山復活	里山を適正に管理すること で、自然の機能を回復させる	IV	環境教育サポート	小・中学生が環境問題を考え ることで、環境への意識の向 上を図る
П	生ごみ資源化促進	地域の特性に応じた生ごみ の資源化を進めることで、循 環の輪を広げる	٧	地域の環境美化	まちの美化活動に参加する ことで、より住みよいまちを つくる
Ш	省工ネ応援	環境にやさしい行動をとる ことで、CO₂排出量を削減 する			

#### ウ地域の行動

市民・事業者の取組として、「環境市民会議」が活動や計画策定の推進役となり、市内6地区ごとに、地区のあるべき姿の実現に向けて活動します。

「環境市民会議」は、6つの環境保全推進地区ごとに、その地区の環境が良くなるよう、地域にあるさまざまな団体と連携して、自発的な環境保全活動を展開しています。

具体的な活動としては、身近な自然環境をその地区の皆さんに見て、知って、直接感じてもらうため、自然体験講座を開催するほか、小学生を対象にした環境教育支援を行っています。また、大気測定や水質検査などの専門的な活動から、ごみの分別講座や省エネ教室などといった市民に密接した活動を行うなど、その活動の範囲は広域化し、本市における環境保全活動の先駆けとなっています。



浅川での水質調査

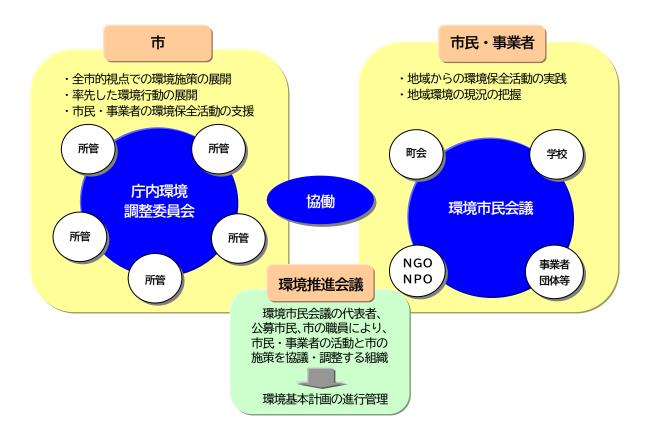


# (5)計画の役割

- ・ 環境の保全・回復・創造に関する目標を明らかにする
- ・ 環境の保全・回復・創造に関する市民・事業者、市の取組の方向性を明らかにする
- 計画の推進体制と進行管理について明らかにする

# (6) 計画の推進体制

市から市民・事業者へ:人材の育成や情報の提供、活動拠点の設置などで支援市民・事業者から市へ:人材や情報の提供、技術協力や環境行政への参画などで協力



# 3 環境元年からの環境行政の歩み

年 月		取組		
H13年	12月	「環境基本条例」を公布・施行	P2	
H14年	4月 7月	環境審議会を発足 環境市民会議を設立	 P5·64	
H15年	3月	環境学習リーダーの第1期生を認定		
H16年	3月 10月	「環境基本計画」を策定 ごみの有料化、戸別・資源物回収の拡充	P3 P27	
H17年	1月 3月 7月	環境学習室「エコひろば」を開設 「環境にやさしい 八王子市役所エコアクションプラン」を策定 「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を施行	P44 — P14	
H18年	12月	環境自治体スタンダード「LAS-E」を導入	_	
H19年	1月 3月 10月	「路上喫煙の防止に関する条例」を施行 「ごみ処理基本計画」を策定 粗大ごみ受付センターを開設 (平成21年4月にごみ総合相談センターに名称変更)	P49 — —	
H22 年	3月 10月	「地球温暖化対策地域推進計画」及び「水循環計画」を新規策定 プラスチック製容器包装の資源化拡大、資源物の戸別回収を実施	_	
H23年	3月	温暖化防止センターを設立	_	
H25 年	3月	「八王子ビジョン2022(八王子市基本構想・基本計画)」を策定	_	
H26 年	3月	「第2次環境基本計画」を策定 「再生可能エネルギー導入方針」を策定	P3 P40	
H27年	4月	都内初の中核市移行	_	
H28年	3月 4月	佐川急便「高尾100年の森」を「体験の機会の場」として認定 八王子市地球温暖化防止活動推進センター(クールセンター八王子) を指定	P45 P38 • 42	
H29年	4月	八王子市役所環境マネジメントシステム「H-EMS」を導入	P37 · 82	
H31 年	3月	「第2次環境基本計画改定版」を策定 ごみ処理基本計画「循環型都市八王子プラン」を改定	_ _	
R2 年	3月	「みどりの基本計画」、「地球温暖化対策地域推進計画」及び「水循環計画」を改定 「環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン(第4次)」を策定	— Р81	
R4年	2月	「ゼロカーボンシティ宣言」を表明	P8	